

平成 21 年 3 月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 2 1 年 3 月 5 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年3月5日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について  
日程第2 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
日程第3 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第6 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について  
日程第7 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
について  
日程第8 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	松永栄人
市民課長	木村和美	環境課長	蜷川二三雄
人権政策課長	津田秀司	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	国保年金課長	木村裕子
子育て支援課長	花田正信	保健センター所長	和田敏信

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	浅井武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

本日1名の傍聴を許可しておりますので、ご報告申し上げます。

傍聴される皆様には、委員会中は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守りください。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願い致します。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法1件、条例の制定1件、条例の改正2件、補正予算3件、意見書1件、そのほか、陳情が1件送付されています。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

市民課長。

市民課長（木村和美） おはようございます。

議案第7号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について補足説明をいたします。

本案は、初日の本会議におきまして、市長からご提案を申し上げましたとおりでございます。

まず、30ページの1項目めの住居表示を実施すべき市街地の区域の実施区域につきましては、次ページ31ページの別紙図面のとおり、二級河川であります御笠川と西日本鉄道天神大牟田線に囲まれた赤のラインの区域でございます。

次に（1）の実施地区は、大字通古賀、大字国分の各一部でございます。図面の中ほどの青のラインが行政区界を示しておりまして、通古賀土地区画整理事業により街区道路が整然と整備されている地区が通古賀区でありその地区以外が国分地区でございます。

（2）の実施面積は、両地区合わせまして約13haあります。

（3）の対象世帯数は現在のところ約200世帯でございます。

（4）の実施基準日は今後の事業日程等を勘案いたしまして、本年の11月中旬を予定いたしております。

続きまして、2項目めの実施方法につきましては、本市の場合は事業当初から街区方式を採用い

たしております。

なお、引き続き6月定例議会におきまして住居表示に伴う町の区域の設定についてといたしまして、字の区域及びその名称変更案をご提案させていただき予定といたしております。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（安部啓治委員「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 地図の右の上のほうになりますけど、これは高速道路の上になりますか。高速道路から向こう側に出た形になっていますが、これは水城に入るわけでもないのですか。そのへんを確認のためにお聞きします。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） この区域の線でございますが、区域につきましては一応高速道路を渡りまして、河川のセンターを渡っているわけでございますけれども、高速道路から向こう側については、これは河川敷でございます。

（安部啓治委員「ここで分けるにあたり、水城側との支障はないのですね。」と呼ぶ）

市民課長（木村和美） はい。それは支障ございません。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部陽委員） 今、安部啓治委員が言われましたこの地区は、家が建ったりするような感じのところではないですね。念のために申し上げますが。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 今のお尋ねは国分地区のほうでしょうか。

（安部陽委員「土手の部分ということですが」と呼ぶ）

市民課長（木村和美） 再度お答えいたしますけれども、これはあくまでも河川敷ということで河川でございます。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部陽委員） 通古賀と今後折衝する過程において、やはり国分の地名を使ってあるところ、それから通古賀の地名を使ってあるところ、これの名称の問題がいろいろとやかく出てくるのではなからうかと思えます。それで旧通古賀、こちらの方が広いことは広いのですね。それでちょっと、現在200世帯ぐらいになるのですか。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 現在のところですね、土地区画整理事業については随分ご存知だと思いますけれども、建ってきておまして、大きな建物も現在進行中でございます。大体200世帯ぐらいございます。これは、200世帯は通古賀と国分と合わせまして、既存の住宅等も合わせまして200世帯ということで、おそらくまだ通古賀地区につきましては、まだ人口は随分増えてくるのではなからう

かと思っています。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 今後、6月議会あたりには名称がはっきりしてくると思いますが、地名というものは、やはりその歴史を物語っておりますので慎重にお願いしておきます。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 今安部陽副委員長のお尋ねの件ですけれども、現在の名称等についての進捗状況でございますけれども、今回は区域と実施方法だけでございますけれども、現在通古賀区、それから国分区の両地区の役員さんをお願いいたしまして、名称等について住民の方と十分話し合いをもっていたきたいと要望しておりますところでございます。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。無ければ、これで質疑は終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第7号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分

~~~~~

日程第2 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） それでは太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。

39、40ページです。

まず第1条、設置につきましては、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものであります。

第2条、基金の額、基金として積み立てる額は、太宰府市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。これは後ほど平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算の中で説明申し上げます。

第3条、管理につきましては、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということです。

第4条、運用益金の処理、これは、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上し基金に編入するものでございます。

第5条、繰替運用、これは歳計現金に繰り替えて運用することができるということでございます。

第6条の処分、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合という形で処分するということになっております。

あと附則として、この条例は平成21年3月31日から施行することになっております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（藤井雅之委員「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 本会議の2日目の時に清水章一議員からも質疑が出たことと関連するかもしれませんが、介護従事者の処遇に関するところですが、その対象になる施設の数とそこで働いておられる対象となる職員の方の数ですね。入れ替わりの激しい職種だと思いますので、個別のところまで把握は難しいと思いますが、おおよそで結構ですので示していただけませんかでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 事業所といたしましては、市内に約50事業所がございます。従業員につきましては、登録指定関係は県の管轄でございますので、具体的な従業員の人数は把握していない現状であります。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 条例を実施後、実際に処遇改善ですね、介護従事者の方の賃金の部分がきちんと基金が活用され反映されているのかという監視の体制というか、そういった部分はどう考えておられるのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） これは本会議でも述べたと思いますが、基本的にはこういう趣旨に基づいて、報酬3%、100万円であれば約2、3万円上乗せして給付します。原則的にはこれを本来であれば事業主が従業員の賃金に上乗せするという形で国も県も市もそういう形で判断しているところでございます。これを必ず事業主が反映させるかどうかは、事業主の判断に関わる問題ですので、

今後そのチェック機能として、県とも協議しながら、県と市と共同で平成21年度どういう形でチェックしていくか。また、市単独で何らかの形でチェックして行って、それが反映しているかどうかは調査していきたいと考えておるところでございます。

今のところは、事業主に反映してもらえると判断しているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 市としての対応策というところで、国も緊急経済対策というところで打ってきていますけれども、緊急雇用創出事業ですとか、あるいはふるさと雇用再生特別交付金等の活用を考えていただきたいなど。この介護福祉分野というのも国が認めているところなのですが、それについて実施される考えというのはお持ちでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） その部分についての活用は現時点では考えていませんけれども、今後そういう部分も踏まえて、それを検討しながら、それを活用しながらできる部分があれば検討していきたいと考えているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 特にふるさと雇用再生特別交付金というのは、事業継続が見込まれるものというのが平成23年までという時限的な内容ですけれども、介護福祉分野でも認められていますので、そういったところで特に2009年3月に派遣労働者の雇い止め等がまた行なわれるのではないかということも言われていますので、これは申請すればほぼ認められる内容と聞いておりますので、もし、やっていただける余地があるというふうに判断されたら是非年度の途中でも実施していただきたいと思います。要望にとどめます。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） この介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、特例という名前がついていますけれども、永続的に交付されるのでしょうか。それが1点。介護従事者数は把握されていないということですけど、支給によって基金が底をつくということは考えられないのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目のこの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の継続ですけれども、この件につきましては、基本的には事業計画というのは平成21年度から23年度までの3年計画でつくります。本来であれば、市といたしましては、3年の基金の交付金をいただきたいのですが、これは国の決定で最初の1年半分しか交付金としては繰り出さないと。1年半です。国会で決まっているみたいですが、あとの部分は市単独費用になるか保険料に上乗せという形で考えております。

報酬の件につきましては、平成21年度から23年度までにつきましては、また後ほど介護保険料でも話しますが、この4,000万円ぐらい来る交付金と介護保険料で3年間で一定赤字にならないような形で計画しているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今、市内の従事者で、海外からの研修生とか、何か結構国としては受け入れられているのですが、該当者はいるのですか。そういう方たちに対する処遇も一律に扱われるのか併せてお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 太宰府市としては、そういう状況は把握していませんし、そういう話も入っておりません。これは、県が指定しますので、具体的にその資料は全部県のほうが持っていますので、具体的には市はなかなかそこまでの状況は把握していないというのが現状でございます。今のところ、そういう話は聞き及んでおりませんが、そういう部分もひとつの介護従事者ですから、事業主が3%を上乗せするという形で判断しているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 今の答弁で大事なことですが、県がそういう資料を持っていて、太宰府市が持ってないということは、それで今の従事者の数だとかが不確定となっているわけですね。どの事業所でどれだけという一覧表は、整理されたものをもらってないと従事者数が違ったら物凄く額が違ってくるのですよね。現時点での、何月何日現在という形の、一度はきちんと名簿なりを県からいただいて、それを市のほうでもう一度事業主に確認していないとこの金額はかなり変わってくると思いますので、これは県とも相談されて実態調査をしておいていただきたいと思います。これは要望で終わらせます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 人材確保の支援のほうからお聞きしたいのですが、フリーター等の介護未経験者とかを積極的に雇用される、そういった支援を考えられているのかをお聞きしたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 全国的にそういう市町村もございますけれども、太宰府市としては基本的に介護従事者につきましてはどうにか不足していない状況でございますので、今のところはそういう形で支援する検討はまだしていないところでございます。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。



( 挙 手 )

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第3 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

委員長(中林宗樹委員) 日程第3、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) それでは太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配付しています資料1に基づきまして概要を説明いたします。

1ページ。基本的には現在、この表では第1段階から第8段階ございます。これまでは太宰府市は6段階の方式をとっていたところでございます。これも国の関係それから近隣市町の関係でやはり所得の高い人についてはもう少し分けていくべきであろうということで太宰府市は8段階を採用するようにしておるところでございます。一番左側が新しい介護保険料、右から二番目が第3期の介護保険料、その手前に対象人数がございまして、今のところは、第1段階生活保護受給者から第3段階非課税世帯合計が80万円以上の低所得者につきましては上昇額を0にする形で提案しております。第4段階以降につきましては、第4段階は弾力化という形で今までこの弾力化がございませんでした。で、今回弾力化を分けまして、この弾力化の第4段階は4,280円が4,000円で、280円の減です。第4段階につきましては一般的に言われる基準額4,440円、前回は4,280円でございますので160円の増、で、第5段階、第6段階につきましては減額になります。第7段階につきましては240円の増、第8段階につきましては1,280円の増と。今までは第6段階までで6,420円という形で、一緒の金額でした。これを第6、7、8段階、200万円から300万円、300万円から500万円、500万円以上。若干市町村によっても8段階9段階10段階という形で段階の違うところもございまして、太宰府市としては8段階で第4期保険料の提案をさせていただいている状況でございます。

(2)は、保険料の期別推移ということで、基準額が第1期2,270円、第2期が3,750円で980円の増額、第3期が4,280円で530円の増額、第4期今回の部分が4,440円で160円の増額で、過去から比べると上昇額のほうは少なくなっていると判断しております。

(3)筑紫地区近隣市町の状況でございまして、基本的にはこの4,440円が太宰府市、筑紫野市も同じ、あと大野城市、春日市、那珂川町は太宰府市より高い金額で設定されております。上昇

額につきましても太宰府市、筑紫野市は大体一緒ですけど、大野城市、春日市につきましては325円で、大きいアップになっております。全国平均でいきますと一番下にありますが、4,280円で上昇額が190円で全国平均でございます。

次に2ページにいきます。

第1号被保険者の平成21年度、22年度、23年度の人数を推計いたしまして、それを8段階に分けた数字をそこに載せております。次の欄ですが、標準給付費見込額が32億円、34億円、36億円と年々増えていく状況となっていきます。あとその中で調整交付金の見込額としては、平成21年度の1億円から平成23年度1億1,900万円という形になります。次の欄の2番目、財政安定化基金償還金1,608万2,444円とありますが、これがまだ平成21年度、22年度、23年度で借金を返さなければならない数字でございます。現在準備基金の残高という形で1億1,211万1,004円が今残高としてあります。それで今回保険額をできるだけ上げないために準備基金取崩額として6,700万円を取り崩す予定にしておるところでございます。

次のページが内訳として今申しました償還金の計画を借入額から返還額の一覧表で載せております。借入額が平成13、14年度、それから平成16、17年度という形で9年償還と3年償還で借り入れていたと。それで、返還額としては、第2期事業運営期間で4,824万7,336円、第3期で9,678万3,332円、第4期で4,824万7,332円を返還額として考えておるところでございます。

一番下の表が、平成16年度からの介護給付費支払準備基金の残高を表わしております。合計が1億1,211万1,004円になるところでございます。それで、市といたしましても極力この財政事情の中で、厳しい経済情勢の中で、保険料を改正しなくて済むような方向もいろいろ考えました。しかしながら、改正をしない場合は平成21、22、23年度で5億円から9億円の赤字が発生することがデータ的に出てきましたので、今回こういう形で保険料の改定を提案しているところでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（藤井雅之委員「はい、委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 料金の改定のところですが、全体を見ると確かに、新旧表を見ますと新たに8段階になって、一部では引き下がる方も出ていると思うのですが、ただ、高額所得の方で新たな制度後の第8段階に移行される方は、年額9万2,400円ということで現行と比べると1万5,000円あまり負担が増えることにはなりますが、上げ幅として個人的な思いとしては、ちょっと大きいのではないのかと思うのですが、今基金の活用ということの説明の中で言われましたが、基金の活用をもう少し大幅に額を増やして、このところを小さくするということはできなかったのでしょうか。

（高齢者支援課長「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 平成21、22、23年度でまだ借金がございいますので、やはりその借金

部分は一定程度担保という形で、全額取り崩していません。国としての指針としても6割から全額取り崩すというのが考えでございます。これ、借金がなければ全額取り崩すことができたと思いますが今回借金がございまして、何らかのことを考えたときに、最低限その部分は確保しておくほうがいいということで判断して、こういう形で提案させていただいております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 関連するかもしれませんが、いろいろ状況等もその年その年で変わってくる余地もあるかと思うのですよね。それで介護保険料というのは3年に1回の改定ではなくて、年度年度でも対応できるというふうに認識しておりますが、そういったことは当然今後も検討していかれるという考えはお持ちでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 基本は平成21から23年度という中で特別な事情がある場合は年度で改定できるということはありません。そのへんは社会情勢、介護保険の推移等を踏まえながら今後の検討課題という形で考えていきたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） わかりました。お伺いしたいのが、特に今団塊の世代の大量退職も始まってきていて、そういった方が当然、被保険者になられることもあるかと思うのですが、そうなったときに3年に1度保険料が改定されて、またこれよりも8段階からまたさらに段階が上がって引き上げられるとか、そういったことも当然出てくるかと思うのですが、そういったものを未然に防ぐ対応策を市として何か考えておられるのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 一番大事なご指摘だと思いますが、介護保険料は今の状況でいくと、どんどん上がるばかりだと思います。やはり高齢者には住み慣れたところで健康で生き甲斐をもって生きてもらうという中で、今も介護予防事業、まあ特定高齢者、一般高齢者を含んだ中で通所型の教室、それからすこやか応援教室等で6事業を実施しております。これをさらに今年度も予算の中では増額要求はしているところでございますけど、介護予防事業を今後充実することによって高齢者の住み慣れたところで安心して健康で暮らせる施策をつくるためにもこの事業をより多く、幅広く実施していきたいと考えております。今後は、今年も地区を対象に地区と市と共催でこういう予防事業を展開しております。今年度は1、2地区してはいましたが、来年度はこれを行政区、自治会と共催し、より広めていく形で検討しております。そうすることによって、介護保険料の抑制に努めていきたいというふうに考えております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） これは要望にとどめますが、仮にこの条例が施行された後、どういう影響が高齢者の方に出たのか、前年との比較等もきちんとしていただいて、柔軟な対応をしていただきたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 少子化に歯止めがかからないので止むを得ない処置かと思うのですが、資料 1 の 1 ページの下のほうに近隣市との比較がありますが、北九州市がマイナス250円、古賀市がマイナス300円、小郡市がマイナス150円という……。全体的に上がる中で下がっているところがあるのですが、この原因というか、事情といいますか、何かわかりますか。

人口の入り込みがあって、高齢化に歯止めがかかったとか何かどういう理由かなと思って考えておるのですが、わかったら教えてください。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 一概には言えませんが、やはり一つに北九州市は元々金額が高かったということがございます。あくまでもこれは3年間の推計ですから、推計に基づいてやはり当初の推計より介護保険料が使われなかったというのが3年間の実績で出てきたということが考えられます。ただそれは、私たちも具体的にはやっていませんけども、まさに人口増もありますし、介護予防の関係の事業もありますし、あらゆることが勘案されてこういう状況がでてきていると考えております。だから、下がる部分が素晴らしい事業を展開したかといいますと当初は過大見積もりだったから、下げざるを得なかったという部分もございまして、このへんは一概にこれだから下がったというものはないです。太宰府市自体も結構、保険料のときは過大な見積もりで安全率を見込んでしますので、その結果、基金がより貯まれば、次年度は下げるような形になってくると思います。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今過大と言うけど、元々が4,000円とか3,800円とか低いからですね、過大な見積もりとは言えないと思うのですよ。それで小郡市とか近いことですし、何か特別な事情があるのかどうかくらい調査されたらどうですか。何か特別な事業があって結果下がったのであれば参考にできる部分があるかもしれないし、これは調査してみる必要はあるのではないですか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） その件については、調査しながら高齢化率も問題もございまして、過大の問題もありますし、高齢化率が近隣市町でも太宰府市みたいに20%いっているところは少ないですから、そういう部分も踏まえて、今言われたことについては具体的にはまた内容調査していきたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 介護保険料についてはですね、今後やはり高齢者の方がどんどん増えますので、膨らんでいくということですので、膨らみを減らすというのは難しいでしょうけども、なるべく抑えてやっていただくようにご努力をお願いしたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（藤井雅之委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について討論いたします。改正案では現行の6段階から8段階に改定されます。改正前も改正後も低所得者層の第1段階から第3

段階までは保険料が据え置かれていることは評価いたします。また、改正前の第5段階、第6段階におられた方で一部引き下げになる方がおられるのも事実です。しかし、改正後に新設されます第7段階及び第8段階になる方にはこれまでより負担が重くなっております。さらに第4段階について被保険者本人は非課税でも世帯が課税されている段階に当てはめられる方が改正後負担増になることは見過ごすことができません。大もとには国の国庫負担のあり方にもあると思います。介護保険制度発足当初は国が国庫負担を二分の一行なっておりますが、今は四分の一に減っています。このことについては全国市長会や町村長会からも元に戻せと声が上がっており、同様に本市も国に対してこの制度改善の働きかけ、そして今後3年に一度の介護保険制度見直しのたびに保険料の負担増の改定を行なわないで済むように対応策を講じていただくことも重ねて要望いたしまして反対の討論といたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがいまして、議案第20号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時38分

~~~~~

日程第4 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第4、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 議案第21号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の条例の改正につきましては、平成17年3月に福祉分野の総合的、長期的視点にたった福祉サービスの提供と市民参加の支援の指針となる太宰府市地域福祉計画を策定いたしております。この計画書が平成21年度に5年の計画期間を迎えますことから、平成21年度中に見直しを行ない平成22年度からの計画書策定に向けて調査審議していただくための附属機関として太宰府市地域福祉

計画策定委員会の設置をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） この構成メンバー、団体等の予定もしくは、4月1日施行ですから当然何か折衝しているのかどうか分かりましたら。それと委員会の人数ですね、それが決まっておるとは思いますが教えてください。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 委員会の構成につきましてですが、この構成につきましては、具体的に規則をつくりまして、その中で運用していくような形になるかと思えます。それで、メンバーといたしまして、構成の人数と言いますか、委員会の分につきましては前回も15人以内で一応考えておりましたので、それでいきたいというふうに考えております。また、組織の委員会の構成の内容でございますが、民生委員、児童委員さん、それから識見を有する方、それから福祉ボランティア活動を行なっている方、それからその他市長が適当と認める者ということで、委員の選任をしていきたいと思っております。ただ、委員の選任につきましては、4月からという形で考えておりました、実質的には5月か6月の委嘱行為になるか、スケジュール的にはそういうふうに考えております。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 民生、児童委員さん、福祉ボランティアさん、識見者等々ですが、一般の市民それから男女の比率あたりはどういうふうに考えておられますか。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 市民の公募ということでございますが、前回平成17年に策定をするときの委員さんとしては、そういった福祉に関わる方、団体そういった方から出していただいているという状況でございます。市民公募については今のところ考えておりません。それから、男女の比率でございますが、前回も大体半分ぐらいいっているのですが、今回はやはり男女協働参画の中にもございますように女性参画ということで35%と謳われております。ただ、うちのほうとしては、やはりそれを上回る40%をめざしてやっていきたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。なければ質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第21号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時43分

~~~~~

日程第 5 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第 4 号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 5、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

当委員会所管分の審査を行います。

まず、補正予算書 4 ページ、第 2 表、繰越明許費補正、4 款衛生費、11 款災害復旧費について補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 4 款衛生費、2 項清掃費の浸出水処理施設補修事業、3,390万円は、平成21年度と平成22年度で予定しておりました環境美化センターの浸出水処理施設を中心とします施設の改修工事につきまして、今年度国の地域活性化生活対策臨時交付金事業として認められる見通しとなりましたので、その一部を計上させていただくものでございます。

次に11款 1 項その他公共施設・公用施設災害復旧費の墓地法面災害復旧事業550万円でございますけれども、これは、12月議会で補正予算を承認していただきまして、速やかに工事を終える予定としておりましたが、ジオファイバー工式を施工する事業者との調整が生じまして年度内に工事を完了することが見込めなくなりましたので繰り越しをさせていただくものであります。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

不老光幸委員

委員（不老光幸委員） 美化センターの営繕工事と書いてありますが、もう少し具体的に説明してください。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 環境美化センターの営繕工事として安全対策工事ということで、平成18年 3 月に地元との15年さらに使用の合意をいただきましたことから計画的に施設の安全対策をするという基本的な合意、それに基づいてやっておりますけれども、すでに最終処分場の法面の成型工事これを平成18年度に終えておりまして、今年度は最終処分場から出てきます浸出水を中心とする水処理施設、これが敷地の中にありますけれども、これも環境美化センターができました平成 3 年から今日までずっと使用しております。その水処理施設及びそこにつながります導水管というかそういうものの、それに雨水の処理の関係、そして敷地内の法面とか場内の舗装部分につきましても

傷みがございます。そういったものを総合的に行なうこととしまして、平成20年度と21年度の二か年をかけて計画的にするようにしておりました。その部分について先ほどご説明いたしました国のほうから地域活性化生活対策臨時交付金の対象事業ということで認められるという状況になりましたことから、この時点で補正させていただきまして、実際は平成21年度の工事としてさせていただくものでございます。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

藤井雅之委員

委員（藤井雅之委員） 今環境課長がおっしゃいました地域活性化生活対策臨時交付金の件ですが、総務省のほうを示した2008年12月22日現在の資料では、太宰府市の交付限度見込み額というのは約7,700万円あるのですが、これ全部、3,300万円全部この地域活性化生活対策臨時交付金を活用するというのでいいのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） ほかにこの事業を充てた事業が予定されております。この環境美化センターの工事につきましてはその内の2,600万円ほどを交付金が認められる見通しとなっております。事業全体の予算は後ほど歳出のほうで出ておりますが、3,390万円で78%ほどがこの交付金を充てるということになります。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

安部啓治委員

委員（安部啓治委員） 11款の墓地法面災害復旧事業ですが、場所は今説明があったのですかね。ちょっと聞き落としたかもしれない。その特定とどの時点の災害であったのかどうかお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 大変失礼いたしました。場所については申し上げませんでした。連歌屋墓地南側の法面の一部が昨年8月の豪雨によりまして壊れたものでございます。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 関連で、この法面災害復旧工事、こういうものの設計だとか金額を出すのは環境課のほうではできないから、土木のほうにお願いして、そこで算定していただいているのですか。それが今山神水道企業団でああいう事件が起きていますので、できるだけそういうことがないようにと思って、どのようなやり方、担当の技師をもってないと思うから・・・。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） この工事につきましては、建設課に依頼をして算出させていただきました。

委員長（中林宗樹委員） 墓地の分について、私のほうからも一つお願い、これはお願いですが、私も昨日現地を見に行きましたら、これは早急にやってもらわないとすぐ下に民家が張り付いております。これは昨年8月の豪雨での被害ということでございますので、やはりこれは時間的に待たなしでやっていただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

（環境課長「はい、委員長」と呼ぶ）



委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） この工事すでに取り掛かりまして、現在仮設道路については終わっております。それで成型をしまして、吹き付けをして遅くとも梅雨前、5月には完了を予定しております。

委員長（中林宗樹委員） はい早急に終わるようにお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、質疑を終わります。

次に第3表、債務負担行為補正について補足説明を求めます。

まず、生活保護システム保守委託料について、福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 第3表、債務負担行為補正、生活保護システム保守委託料平成21年度から平成25年度まで限度額499万円についてでございますが、この分につきましては、歳入歳出で具体的に金額が上がっております。そのパソコン等の導入に伴います保守が必要になることから、債務負担行為ということでその委託料を計上しております。具体的には歳出のところで述べさせていただきたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 次に、保健センター印刷機賃借料について、保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 保健センター印刷機賃借料でございます。これは4月1日付けで印刷機の賃貸契約を行ない使用するために今回補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは質疑を終わります。

では、歳入歳出に入ります。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明におきまして、歳入が関連する部分を同時に説明したほうがわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に、歳入に関連する部分を説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

また今回の補正におきまして、入札減・不用額・執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書12ページから15ページの3款民生費、3項生活保護費、1目と2目の補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費の13節、生活保護システム導入委託料1,291万5,000円と18節の備品購入費パソコン一式304万5,000円の増額補正は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

現在生活保護システムをパソコンでやっているわけですが、平成15年3月に国庫補助を受けまして現在運用しております。このパソコン、電算機一式が購入からまる6年を迎えるということ、それから年々増加しております相談件数に比例しましてデータ量も増加しております。現システムの処理能力を超えつつある関係、また機器の消耗負担が増してございまして故障につながる業務がございまして支障をきたしているという状況から平成20年度に国のセイフティネット支援対策等事業費補助金の申請をいたしておりました。その内示が昨年12月11日にありまして、今回総計の1,596万円の総額補正をお願いするものであります。なお、この歳入では、9ページの中ごろでございますが、国庫補助金として生活保護費補助金10割の補助がありますので、合わせて1,596万円を計上いたしておるところでございます。なぜ今回の補正になったかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり昨年の12月11日、議会の終わりのほうにそういった内示がございまして、どうしても3月しか計上できなかったものですから今回その補正ということで上げさせていただきます。

2目の扶助費でございます。15ページでございます。生活保護費の扶助費、医療扶助費の1,000万円の増額補正でございます。この医療扶助費の平成20年度当初予算につきましては、平成19年度の支出額を元に大体予算計上をするわけですが、被保護世帯の増加それから医療受診増、入院の増加によりまして不足が生じてきましたので、今回1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。生活保護の場合につきましては、医療費が全額約10割を負担するようになりますのですが、入院などが増えれば入院費というのは高額になりますので、そういったことで大きな負担額になっておるとい状況でございます。

なお、歳入につきましても9ページの上から2枠目になりますが、国庫負担金、生活保護費負担金の四分の3の補助がありますので750万円も併せて計上させていただいております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 普通パソコンといたら安いと思っておったのですが、300万円から上がっているとはどんな機械かちょっと私も見たことないのですが、これ何台買われるのか。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 生活保護の係として現在6名の職員がおるわけですが、その6名のパソコンとサーバーとか、そういった一連の関係機器を合わせた金額でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、4款2項清掃費について補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長(蜷川二三雄) 4款2項2目、塵芥処理費の美化センター関係費、15節工事請負費の営繕工事3,339万円は、先ほど繰越明許費補正で申し上げた内容でございます。なお、ここでは財源では一般財源として全額を上げておりますが、国の第二次補正予算も通ったようでございますので、議会最終日に財源更正をさせていただくことになります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 以上で歳出を終わります。

ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩 午前11時02分)

~~~~~

(再開 午前11時14分)

委員長(中林宗樹委員) 少し時間前ですが、全員お揃いですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入ですが、先ほど歳出の説明におきまして、関連事項として説明していただきましたが、他に、何か補足するところはありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

原田久美子委員。

委員(原田久美子委員) 債務負担行為補正の件で、保健センター印刷機賃借料の期間が平成21年度の1年間だけになっていますが、結局4年間ぐらいにしたほうが、安くなると思いますが、これを1年間にされた理由をお聞きします。

委員長(中林宗樹委員) 保健センター所長。

保健センター所長(和田敏信) これは、平成17年度から毎年実は単年度契約で行なっておりまして、平成21年度で5年になるわけですが、実際は平成22年度で交換という形になるかと思えます。そういう意味で今回単年度ということで上げさせていただいております。

委員長(中林宗樹委員) ほかにございませんか。

はい、副委員長。

副委員長(安部 陽委員) ちょっと一点だけ。生活保護費ですね。当初予算のときの人員ですね、それと最近企業倒産とかいろいろで増えたのだらうと思うのですが、その影響は太宰府市のほうはあまりなかったのでしょうか。そういうことを比較して現時点での生活保護者が何人ぐらいになっているか。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 現在生活保護世帯につきましては、2月末現在で281世帯ございます。それで平成19年度末におきましては、256世帯で25世帯の増に現在なっているという状況でございます。それで、この生活保護の内容なんですけども、今安部陽委員が言われるような失業、リストラそれとか派遣切り、そういった部分での相談は今のところゼロでございます。今月でしたか、2件ほど電話で失業、リストラに遭ったという電話での問い合わせは、保護の問い合わせについては2件ほどございました。2月末までは今のところ相談は傷病関係とか高齢者の生活保護世帯が増えているという状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。

以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時17分

~~~~~

日程第6 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第6、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

（高齢者支援課長「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） お手元の補正予算書22、23ページに基づいてご説明申し上げます。歳出歳入が関連ございますので、一緒にご説明をさせていただきます。

先ほど、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の関係でご説明申し上げましたが、その件の国庫補助金として3,419万2,000円が交付金として入ってくるものでございます。歳出といたしましては、それを積立金といたしまして、同じく3,419万2,000円を積み立てするものでございます。以上で

ざいます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第23号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時19分

~~~~~

日程第7 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
について

委員長（中林宗樹委員） 日程第7、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

（人権政策課長「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 議案第24号、平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入、歳出は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

補正予算書の28、29ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、住宅新築資金等公債償還積立金、いわゆる基金から生じる財産運用収入増による3万8,000円の補正をお願いするものであります。当初予算では、住宅新築資金等公債償還積立金の運用利子として13万円を計上しておりましたが、会計課の方で利回りの良い短期国債に預け直したことによりまして3万8,000円の収入増になっております。歳出においては、この基金から生ずる3万8,000円を改めて基金に積み立てているところでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第24号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時21分

~~~~~

#### 日程第8 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

委員長(中林宗樹委員) 日程第8、意見書第1号『「緑の社会」への構造改革を求める意見書』を議題とします。

本意見書につきましては、本会議におきまして、提出者の清水章一議員から提案の説明がありましたとおりでございます。

協議に入ります。委員の皆さんからご意見はありませんか。

委員長(中林宗樹委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 私は平成20年12月定例会の一般質問で大佐野ダム上流の涵養林について一般質問させていただきましたが、全くこの案には賛成でございまして、また、今朝のニュースで言っていましたけどもチキンラーメンだとかビールにそれを製造するためのCO2排出量の表示がされるような時代になってきております。やはりこういう今、山が壊れている状態ですので、この案には賛成したいと思います。

委員長(中林宗樹委員) ほかにございませんか。

これで協議を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

( 挙 手 )

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、意見書1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時23分

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 午前11時23分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成21年 3月31日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹